

古代の油と宿久庄北遺跡出土灯明器について

木村 健明

1. はじめに

茨木市彩都あさぎ六丁目に所在する宿久庄北遺跡は、平成12～13年度に試掘調査・本調査が実施された遺跡である(図1)。調査の結果、中世頃の遺構を検出した他、縄文土器や古代・中世の土器が出土した。報告書作成を令和元年度～2年度に実施し、令和3年度に刊行する予定である(茨木市教育委員会2021予定)。

詳細は報告書に譲るが、口縁部に煤の付着した灯明器(註1)と考えられる奈良時代後半の土器器杯が複数認められた。

この時期の灯明器は、寺院や官衙に関する遺跡から出土することがほとんどで、一般の集落から出土することはほぼない。これは、当時の油の値段や生活様式と関連していると考えられる。

そのため、灯明器の出土によって遺跡の性格を類推することも可能といえ、当該期の宿久庄北遺跡を考える上で重要な遺物である。

なお、以下の記述にあたっては、(関根1979、深津1983、平松2007、松本2018)などの先行研究に大きく依拠していることを断っておく。

2. 灯明器について

宿久庄北遺跡で出土した灯明器(図2)は、明確な遺構に伴うものではなく、試掘調査時に包含

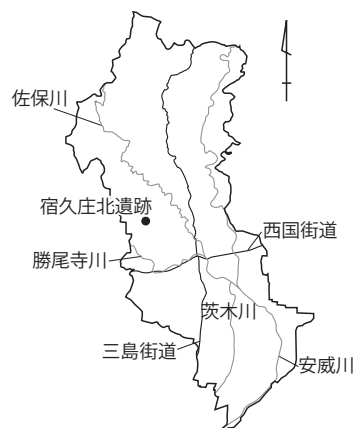
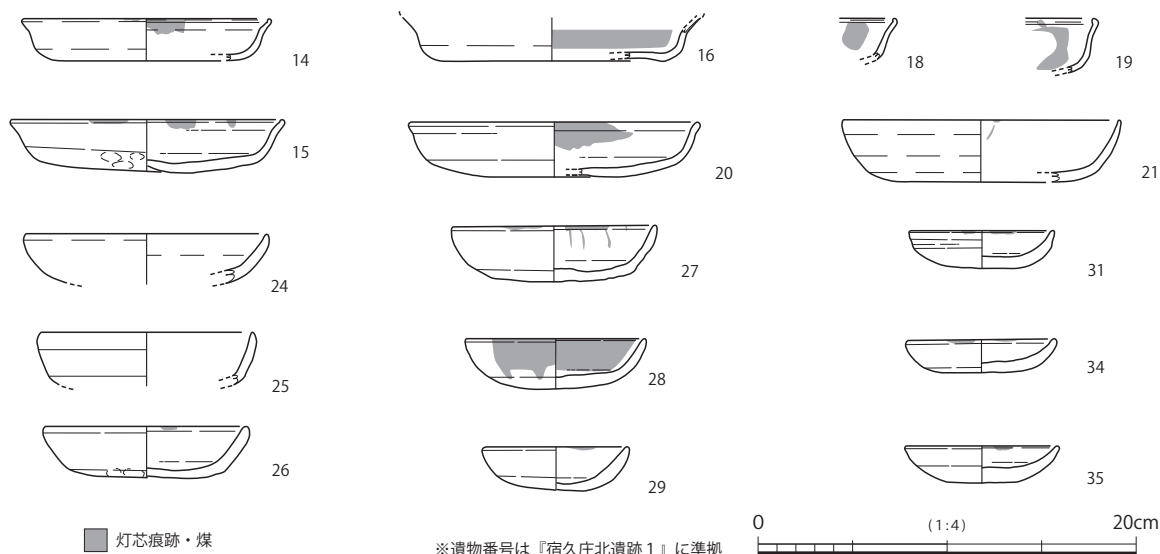


図1 宿久庄北遺跡位置図

層中からまとまって出土したものである(註2)。

灯明器の法量は、口径13cm・器高2～3cm程度(14など)、口径10cm・器高2cm程度(27など)、口径8cm・器高2cm程度(29など)の3種類に大きく分かれる。最も大きいものは一般的な土器と変わらないが、他の2種類は器壁が5mm程度と厚く、丸底気味であることが特徴である(註3)。

正倉院文書では、造物所作物帳(『大日本古文書』1巻573ページ・以下1-573のように巻数とページ数のみを表記する)において「瓷油坏三千一百口(別口径四寸)」と認められ、口径12cm程度の坏が灯明器として用いられていたことが分かる。ただし、これらは「瓷」の文字から須恵器と考えられる。須恵器では灯明器専用と考えられる器形



※遺物番号は『宿久庄北遺跡1』に準拠

図2 出土灯明器実測図

がある（松本 2018・大阪歴史博物館 2020）。

延喜式では、主計寮上 1 条ほかに燈蓋（油坏・燈坏とも記載されている）とみえる（表 1）。一部に受皿である盤を伴う例も認められるが、必ず伴うものではなかったことが、主殿寮 26（十二月晦夜条）から分かる（以下、延喜式の条名は虎尾編 2000・2007・2017 による）。

次節以降で灯明器の使用に際して必要な物資と、使用する環境を含めて考察する。

3. 油について

油は、火を灯すために不可欠な燃料である。土器や石器のような考古資料としては残存しないため、文献上の事例を参考に考えていく。

厳密には、常温で液体のものが油、常温で固体または半固体のものが脂と定義されている。種類は植物性、動物性、鉱物性の三種類に大きく分けられる（大阪市立海洋博物館 2009）。

本稿では、このうち「植物油」を対象とする。植物油は、現在では胡麻油、菜種油、綿実油等が使用されている。次節で古代の文献に記載されているものについてふれる。参考までに動物油は獣類や魚類から採られるものであり（註 4）、鉱物油は石油等がある（註 5）。

4. 古代の植物油

養老令では、第 4 卷賦役令 1（調絹繩条）で調として、「胡麻油七夕。麻子油七夕。荏油一合。

曼椒油一合。」の 4 種類が挙げられている。

延喜式では民部省下 63（交易雑物条）に「油」は 9 国、「荏油」は加賀 1 国が挙げられている（表 2・註 6）。

主計寮上 4（中男作物条）では、「胡麻油七合、麻子、荏、曼椒油各五合、海石榴、呉桃、閉美油各三合」の 7 種類が認められ、種類ごとに貢納する国が割り当てられている（13～75 条）。また、胡麻子・麻子・呉桃子は種実のまま貢納している例も認められる（表 2）。一方、主殿寮 15（中男作物雑油条）では、ほぼ同様の記載が認められるが、閉美油が見えず麻子油が 3 合になっている。

表 2 に見るように、胡麻油の貢進国が非常に多く、かつ一人当たりの割当量も多いことから、当時の油の大部分が胡麻油であったと考えられる。これは『和名類聚抄』の「油」の説明に、「熟した胡麻の実を炒って圧搾したもの」としていることから窺える（註 7・関根 1979）。

次に、正倉院文書・延喜式に認められる油の記述から、各油の使用例・用途をみていく（表 3～5・註 8）。遺跡出土木簡（註 9）についても一部使用している。

胡麻油 ゴマ（ゴマ科ゴマ属の一年生植物）の種実を絞った油である。

用途としては、表 3～6 に見るように、燈油、漆刷毛の洗浄、塗料、潤滑油、皮なめし、練染、鏡や刀の研磨などがある。また食用にも多く用いられているが、表 3 の正倉院文書では、他の用途

表 1 延喜式記載の灯明器

巻・省	条数	名称	備考
7 踐祚大嘗祭	17（雑器条）	燈坏	六口・燈盤六口、油瓶二口と併記（和泉国で造る）
	31（卯日条）	燈蓋	八口・盤八口・燈心の布八尺と併記
16 陰陽寮	2（漏刻条）	油坏	二口・盤二口と併記
20 大学寮	2（積奠条）	蓋	八口
24 主計寮上	1 畿内調条	燈蓋	各五十口
	2 諸国調条	燈蓋	二百口
	12 和泉国条	燈蓋	十二口
	29 美濃国条	油坏	三十六口
	51 播磨国条	燈蓋	八十口
36 主殿寮	2（積奠料条）	燈蓋	八口（盤を加える）、油瓶一口と併記
	3（鎮魂料条）	燈蓋	八口（盤を加える）、油瓶一口と併記
	4（菌韓神祭料条）	燈蓋	八口（盤を加える）、油瓶一口と併記
	5（賀茂祭料条）	燈蓋	八口（盤を加える）、油瓶一口と併記
	7（新嘗供奉料条）	燈蓋	十四口（六口忌火料、八口解斎夜料、別に盤を加える）、油瓶二口と併記
	20（供奉年料条）	燈蓋	二十口
	26（十二月晦夜条）	燈蓋	一千一百六十六口（二百五十三口は盤を加える）、油瓶二十六口と併記 内裏など分
	油坏	八百口 盤百三十口、瓶十六口 中宮分	
50 雜式	55（諸国積奠式条）	蓋	四口

表2 延喜式に見える油の貢納国

巻・省	条数	油種別	国名	国数
23民部下	63 (交易雑物条)	油	尾張・美濃・丹波・播磨・美作・備前・備中・安芸・阿波	9
		荏油	加賀	1
		雑油	大宰府	—
24主計上	1 (中男作物条)	胡麻油	伊賀・伊勢・尾張・三河・遠江・伊豆・近江・美濃・越前・能登・越中・丹波・丹後・但馬・因幡・出雲・播磨・美作・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・紀伊・阿波・讃岐・伊予・土佐・筑前・筑後・肥後・豊前・豊後	34
		胡麻子	日向	1
		麻子油	諸国条には記載なし	—
		麻子	常陸・信濃・下野・阿波	4
		荏油	美濃・越前・加賀・出雲・筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後	10
		櫻椒油	伊勢・三河・但馬・美作・備中・阿波・筑後・豊後	8
		海石榴油	因幡・出雲・周防・筑前・筑後・肥後・豊前・豊後 (調として筑前・岩岐)	9
		胡桃油 (呉桃子油)	甲斐・越前	2
		呉桃子	越前・加賀	2
		閉美油 (閉弥油)	阿波・肥前	2

と併記されているもの以外は省略している。

その他の用途として、天平宝字二年(758年)「請用雑物并所残注文」(14-214)に「紙打料」とみえ、紙の表面を平滑にするために油を用いたのであろうか。また、天平宝字二年(758年)「写千巻経所食物用帳」では、油の注記に「充紙屋」・「縄方」(13-310・311・316)、「千手千眼新羅索薬師経料(?)雑物下充帳」では「縄料」・「縄方料」(13-471)が認められる。油を紙や縄の代金として使用しているのかもしれない。

麻子油 アサ(アサ科アサ属の一年生植物)の種実を絞った油である。

延喜式主計寮上4(中男作物条)には「麻子、荏、櫻椒油各五合」と記されるが、諸国条には記載が認められない。実の状態では、常陸・下野・信濃・阿波の4国から貢納されている。また、内蔵寮54(諸国年料条)では、常陸・武蔵・下総の3国が挙げられている。

内蔵寮46(作履料条)で靴を製作する際に用いられている。防水効果を目的としたものであろうか(註10)。

荏油 エゴマ(シソ科シソ属の一年生植物)の種実を絞った油である(註11)。

正倉院文書では、経師等の食用(13-254)、塗料(16-21)として用いられている。延喜式では、漆器製作にあたって、特に朱漆を塗布する際(内匠寮6条ほか・註12)と油絹の製作時(隼人司13条)に用いられている。

用途としては、漆の溶剤、防水加工、食用などがある(註13)。

なお、長屋王家木簡に「・上総国武昌郡高舎里

荏油・四升八合〇和銅六年十月」(2170号)、二条大路木簡に「・尾張国荏油四斗四升・〇天平八年」と記されているものがある。上総・尾張国は延喜式の中男作物の貢納国に認められないが、必ずしも他の国で栽培されていなかった訳ではないようである。

また、正倉院文書に荏一石を絞るのに必要な費用を挙げた「絞荏油雇人功食用錢等解」(12-180)があり、合計110文を要している。平城京内でも油を搾っていたことが窺え、貢納される油だけでは足りなかったのかもしれない。

櫻椒油(曼椒油) ホソキ(ミカン科サンショウ属の落葉低木であるイヌザンショウに比定されている)の種実を絞った油である(深津1983)。

延喜式で、鎮魂祭(主殿寮3条・註14)、追儺会の燈油(主殿寮36条・註15)、馬の糞(左右馬寮35条)としての使用が認められる。

燈油として、胡麻油との使い分けがなされていた可能性がある。燃焼時の香り(深澤ほか2013・註16)などが異なっていたのであろうか。

長屋王家木簡に「丹波国味田郡曼椒油三斗」と記されたものがある。丹波国は延喜式の中男作物には認められない。

海石榴油 ツバキ(ツバキ科ツバキ属の常緑性高木)の種実を絞った油である。

延喜式では、内蔵寮54条で大宰府から収納されるものとして、「一十斛」が挙げられている。また、大蔵省97条で唐皇帝からの使者に渡すものとして、「海石榴油六斗」が挙げられている(註17)。

胡桃油(呉桃子油) クルミ(クルミ科クルミ

表3 正倉院文書記載の油の用途

油種別	用途	年代	西暦	文書名	大日本古文書	備考
胡麻油 (油含む)	燈明・雑用	天平六年5月1日	734	造仏所作物帳	1-554	
	漆の溶剤				1-567・570	
	刻玉・土作				1-572	
	磬の研磨	天平六年5月1日		造物所作物帳(?)断簡	24-30	
	火爐等の 研磨・燈明				24-37	
	紫土の作成				24-39	
	大仏御燈		天平勝宝二年2月22日		750	聖武太上天皇施入御願文
	加工用?	天平勝宝四年閏3月25日	752	書写所雑物請納帳	12-240	
		天平勝宝四年4月3日・4日			12-241・242	
	燈明・食用	天平勝宝6年か	—	仏聖僧供奉料仏注文	13-119	
		天平宝字元年9月26日	757	奉写経所解	4-241	
	代金?	天平宝字二年6月11・12日	758	写千卷経所食用物帳	13-310・311	充紙屋
		天平宝字二年6月19日			13-316	縄方・充紙屋
		天平宝字二年7月28日・29日			13-471	縄方料・縄料
	奉油 (奉燈?)	天平宝字二年9月25日		経師粟田君足解	14-178	
	燈明	天平宝字二年10月5日		後金剛般若経料雑物収納帳	14-74	
	燈明及び紙 打ち・食用	天平宝字二年10月29日		請用雑物并所残注文	14-214	
	漆の溶剤か	天平宝字四年6月25日	760	奉造丈六観世音菩薩料雑物請用帳	4-420	
	漆の溶剤・ 潤滑油	天平宝字六年	762	造石山院所用度帳	16-274	
	鏡の研磨	天平宝字六年4月2日		東大寺鑄鏡用度文案	15-182	
				東大寺鑄鏡用度注文	5-202	
	燈明	天平宝字六年潤12月29日		僧圓榮啓	16-176	
	塗料?	天平宝字六年12月か	—	造石山院所用度帳	16-216	
	燈明・食用	天平宝字八年3月1日	764	上山寺悔過所解案	16-476	
		天平宝字八年3月17日		吉祥悔過所請雑物解案帳	16-495	
		天平宝字八年3月		上山寺悔過所解案	16-501 16-503	
		年不詳3月	—	悔過所油注文	16-498	
奉燈	宝亀元年11月7日	770	占部忍男謹解	17-558		
燈明	宝亀三年5月15日	772	奉写一切経所告朔解	6-321	4月分	
	宝亀三年5月29日			6-327	5月分	
	宝亀三年7月29日			6-376	7月分	
	宝亀三年8月30日			6-393	8月分	
奉燈	宝亀三年9月1日		物部道成請暇解	6-396		
燈明	宝亀三年9月29日		773	奉写一切経所告朔解	6-401	9月分
	宝亀三年10月29日	6-413			10月分	
	宝亀三年11月30日	6-420			11月分	
	宝亀三年12月30日	6-460			12月分	
	宝亀四年1月29日	6-471			1月分	
	宝亀四年2月30日	6-482			2月分	
	宝亀四年3月30日	6-505			3月分	
	宝亀四年4月29日	21-488			4月分	
	宝亀四年5月30日	21-495	5月分			
	宝亀四年7月30日	21-508	7月分			
	宝亀四年9月30日	21-520	9月分			
	宝亀五年2月14日	774	経所請油解	22-379		
	宝亀五年2月20日		和気伊夜麻呂請油状	22-380		
	荏油	食料	天平宝字二年6月21日	758	写千卷経所食料雑物収帳	13-254
塗料		天平宝字六年正月11日	762	奉写灌頂経料銭用帳	16-21	

表4 延喜式記載の油（1）

巻・省	条数	油種別	量	用途	備考
1 四時祭上	10 (大宮克神祭条)	油	四升	燈油	綿一屯が燈を懸ける料とされる。
	17 (平野祭条)	油	一斗三升	雑料	綿三屯が燈を懸ける料とされる。
	24 (神今食条)	油	三升	供御の雑物	
4 伊勢大神宮	9 (機殿祭条)	油	一斗	雑用料	
	12 (大神宮神嘗祭条)	油	六升	供物	
5 齋宮寮	37 (野宮年料供物条)	—	—	油絶	
		油	一斗二升	燈油	明記されていないが、油坏が併記されており燈油か。
	38 (野宮月料条)	油	二斗四升	供料・燈油	供料六升、燈油一斗八升
	66 (供新嘗料条)	油	三升	供料	
	71 (年料供物条)	—	—	油絶	
		—	—	油絶	
	78 (調庸雑物条)	胡麻油	三石	—	遠江国から
		櫻椒油	四斗四升	—	伊勢国から
6 齋院司	19 (禊祭人給料条)	油	五斗	禊の儲・雑料	
7 踐祚大嘗祭	31 (卯日条)	油	二斗	燈油	夜別五升
12 中務省	82 (十二月雑給条)	油	四斛五斗	燈油	
	84 (書司条)	油	一升	燈油か	
		—	—	油絹	
85 (薬司条)	—	—	油絶		
13 図書寮	3 (御齋会条)	油	—	燈油	主殿寮から供給されている
	10 (写経条)	油	一升	食用	
14 縫殿寮	16 (三年雑物条)	—	—	油絶	緋の油絶・雨覆
15 内蔵寮	9 (山科祭条)	—	—	油絹	緋の油絹・使の儲料
	10 (当麻祭条)	—	—	油絹	緋の油絹・使の儲料
	11 (杜本祭条)	—	—	油絹	緋の油絹・使の儲料
	12 (当宗祭条)	—	—	油絹	緋の油絹・使の儲料
	13 (賀茂祭条)	—	—	油絶	縹の油絶・女使の料
	14 (大神宮祭鞍条)	油	二升二合	皮なめし	
	22 (諸陵幣条)	胡麻油	一斗	幣の練染	別途「燈台二十基」が用意されているので燈油も必要としたか
	36 (五月五日程)	油	一升	不明	菖蒲の飾り物を作る料
		—	—	油絹	
	43 (御殿油条)	油	—	燈油	月毎に油六升。主殿寮20条とは別
	46 (作履料条)	麻油	一合	靴製作	主殿寮12条
	53 (諸司年料条)	—	—	油絹	隼人司13条
54 (諸国年料条)	海石榴油	一十斛	—	大宰府の貢進物	
56 (油絹条)	—	—	油絹	隼人司13条	
16 陰陽寮	2 (漏刻条)	油	—	燈油	3～8月は夜別四合、9～2月は夜別五合
	24 (三元祭条)	油	七合	燈油	
17 内匠寮	5 (銀器条)	油	—	研磨か	御飯笥 (三合五勺)、酒壺 (八合六勺)、杓 (七勺)、酒台 (一合四勺)、盞、水碗 (一合五勺)、盤 (一合六勺)
	6 (漆器条)	胡麻油	—	刷毛の洗浄か	手湯戸・水槽・手洗槽 (二合) 膳櫃 (四合)
		荏油	—	漆の溶剤	
	7 (朱漆器条)	油	—	漆の溶剤	台盤・台 (長さ八尺・二合)、台盤・台 (長さ四尺・一合)、酒海 (一合)、花盤・飯椀・羹椀・掬子・盞・盤 (一勺)
	9 (草笥条)	油	三升三合	漆の溶剤	主殿寮12条
	11 (年料屏風条)	油	一升	漆の溶剤	
	12 (年料几帳条)	油	三合	漆の溶剤	
	13 (御鏡条)	油	一合	研磨か	
	14 (御帯条)	油	一合	皮なめし	
	20 (御帳条)	油	四合	刷毛の洗浄	
	21 (御輿条)	油	四合	漆の溶剤	
	22 (腰輿条)	油	二合	漆の溶剤	
	23 (腰車条)	胡麻油	三合	漆の溶剤	
		荏油	三合	漆の溶剤	
	24 (牛車条)	胡麻油	四合	漆の溶剤	
		荏油	四合	漆の溶剤	
	25 (屏風条)	油	五勺	刷毛の洗浄	
	26 (厨子条)	油	四合	漆の溶剤	
28 (樋類条)	油	二合	漆の溶剤		

表5 延喜式記載の油（2）

巻・省	条数	油種別	量	用途	備考
17内匠寮	31（伊勢初齋院条）	油	—	漆の溶剤	几帳（三合）、大髷（一合）、手湯戸（二合）、葉袋（五合）
		荏油	—	漆の溶剤	朱漆、膳櫃（一合二升）
	32（野宮装束条）	油	—	漆の溶剤	腰輿（二合）、御輿の前櫃（五合）
		—	—	油繩	御輿の蓋
		荏油	一升八合	漆の溶剤	朱漆
33（賀茂装束条）	油	—	研磨か	銀のヒ、白銅の杓（一合）、 銀の箸台、白銅の箸（二合）、 銀の唾壺、白銅の風炉・火炉（一合五勺）、 白銅の酒壺、朱漆の台盤、酒海（五合）、 下食盤（三合）、白銅のヒ（四合）	
20大学寮	1（釈奠条）	油	二升	燈油	
21玄蕃寮	27（仁王会講師条）	—	—	油絹	袋の料
	32（燈油条）	胡麻油	—	燈油	長夜二合（8～1月）、短夜一合五勺（2～7月）
23民部省	63（交易雑物条）	—	—	—	
24主計寮上	2（諸国調条）	海石榴油	一升二合	—	沓岐は一升三合三勺
	4（中男作物条）	—	—	—	
	13～75（諸国条）	—	—	—	
26主税寮上	54（東大寺条）	油	六斛四斗八升五合	燈油・食用・ 万燈会	年料
	55（本元興寺条）	油	一斛	万燈会	
	56（延曆寺燈分条）	油	—	燈油	延曆寺（一斛八升）、宝幢院（二斛六斗四升）、 隨自意三昧堂（五斗四升）、楞嚴院（三斗六升）、千 光院（四斗五升）、勸修寺（一斛八升）
	60（仁和寺条）	油	—	燈油	毎日三合（正月十四箇日は毎日一升）
	61（貞観寺条）	油	—	燈油	夜三合、華山寺観中院（四斗五升）
	63（神護寺条）	油	一斛四斗四升	燈油	
	65（伯耆四王寺条）	油	—	食用・燈油	勾煎料（一合八勺）、燈油（二合）
	69（金剛峯寺条）	油	一斛	供養	紀伊国の正税
	70（大宰府弥勒寺条）	—	—	燈分料	地子稲三百束
75（諸国釈奠条）	油	五合	燈油		
28準人司	13（油絹条）	荏油	一斛三斗八升	油絹	疋別二升三合、内蔵寮15条
30大蔵省	41（十師沙弥菜料条）	油	一斗四升七合	食用	
	97（賜大唐皇条）	海石榴油	六斗	贈答	
32大膳職上	7（宴会雑給条）	油	—	食用・燈油	人別（一合）、料理所の燈油（四升）
	8（菌韓神雑給料条）	胡麻油	八升二合	食用	
	9（平野雑給料条）	胡麻油	—	食用・燈油	二斗二升（冬は一斗二升を加える）、 燈油三升五合
	10（齋院給食料条）	油	二升	燈油	炬の油
	12（春日雑給料条）	油	六升	燈油	炬の油
	14（松尾雑給料条）	油	一斗一升	食用・燈油	菓子（八升）、炬（三升）
32大膳職下	2（聖神寺季料条）	胡麻油	二合	食用	
	3（御齋会条）	胡麻油	—	食用・燈油	食用（二合五勺）、燈油（七升）
	14（孟蘭盆会供養料条）	胡麻油	七升	食用	
34木工寮	27（年料条）	油	一升一合	潤滑油と研磨	轆轤の軸に塗る潤滑油（一升）、 大刀の研磨（一合）
36主殿寮	2（釈奠料条）	胡麻油	二升	燈油	大学寮1条
	3（鎮魂料条）	檳榔油	二升四合	燈油	中宮職22条
	4（菌韓神祭料条）	油	二升	燈油	
	5（賀茂祭料条）	油	二升	燈油	
	7（新嘗供奉料条）	油	三升四合	燈油	
	8（御齋会料条）	油	—	燈油	堂の僧房料（四斗二升）、行事所（三斗六升） 玄蕃寮1条
	9（御修法料条）	油	一斛四斗二升 五合三勺	燈油か	
	10（大元帥法料条）	油	一斛四斗 五升一合	護摩壇・食用・ 燈油	玄蕃寮3条
	11（諸寺年料油条）	油	—	燈油・供養他	
	12（諸司年料油条）	胡麻油	—	燈油・食用・加工 ほか	
		麻子油	—	靴製作	内蔵寮46条
		荏油	—	油絹	準人司13条
	13（所祭節会油条）	油	—	—	
	14（供御胡麻油条）	胡麻油	—	天皇に供する油	
	15（中男作物雑油条）	各油（閉美油以 外）	—	—	
	16（別納油条）	油	—	—	十斛を不動とする

表6 延喜式記載の油(3)

巻・省	条数	油種別	量	用途	備考
36主殿寮	20 (供奉年料条)	油	一	燈油	2~7月は夜別三升三合、8~1月は三升八合
	26 (十二月晦夜条)	櫻椒油	七斗六升六合	燈油	
		胡麻油	一	燈油	内裏など(四斗)、中宮(八斗)
27 (晦夜晩頭条)	一	一	燈油		
37典葉寮	7 (地黄煎料条)	油	六升	燈油	
	17 (齋内親王条)	一	一	油繩	葉を包むため
	26 (唐使雑葉条)	一	一	油繩	葉を包むため
	28 (渤海使雑葉条)	一	一	油繩	葉を包むため
	30 (新羅使雑葉条)	一	一	油繩	葉を包むため
39内膳司	7 (新營夜料条)	油	五升	食用	
	16 (五月五日程)	油	五升	食用	
	17 (七月七日程)	油	五升	食用	
	18 (九月九日程)	油	五升	食用	
	19 (供御月料条)	胡麻油	一斗五升	食用	
油		六升	燈油		
40主水司	27 (供御年料条)	一	一	油繩	覆い・袋
43主膳監	2 (月料条)	油	一斗六升	食用・燈油	供料(一斗二升)、燈料(四升)
43主殿署	1 (年料条)	油	一	燈油	月別三斗
48左右馬寮	35 (馬葉条)	胡麻油	一斗二升五合	葉	季毎
		櫻椒油	六升二合五勺	葉	季毎
	36 (車条)	油	一斗八升	潤滑油	
	64 (走馬鞍料条)	櫻椒油	一升	馬の皮に塗る	
49兵庫寮	21 (大祓横刀条)	胡麻油	一合	刷の洗浄	
50雑式	55 (諸国釈奠式条)	油	一升	燈油	

表7 正倉院文書記載の油の値段

年月日	西暦	油種別	数量	価格	升別	文書名	番号	
天平十一年	739	胡麻油	9合6勺	稲8束6把2分	9束	伊豆国正税帳	2-193	
			1升8勺	稲9束7把2分			2-194	
天平宝字二年7月18日	758	胡麻油	2石8升	11440文	55文	千手千眼并新羅素葉師經料錢衣紙等下充帳	13-369	
天平宝字二年7月30日						東大寺写經所食口帳	13-342	
天平宝字二年9月		油	2斗2升	1000文	45文	請後金剛般若經料用度帳	14-15	
天平宝字二年9月27日		油	2升	100文	50文	後金剛般若經料錢下充帳	14-6	
天平宝字二年10月5日		油	2升	100文	50文		14-8	
天平宝字二年10月12日		油	2斗	900文	45文		14-10	
		胡麻油				後金剛般若經料雜物收納帳	14-76 ※東市で購入	
天平宝字二年11月10日		760	油	6斗2升	3430文	55文	奉写先經料錢散注文	14-242
天平宝字二年11月25日	写經所解案						14-266	
天平宝字四年	760	胡麻油	3斗5升5合	1775文	50文	造金堂所解案	16-282	
		胡麻油	3斗9升	1993文	4升別52文			
		荏油	2斗5升	1000文	3斗5升別51文			
		櫻油	2升5合	184文	升別72文 5合別8文			
天平宝字六年9月	762	油	4斗3升	3230文	79文	借用錢并所売雜物注文	16-12	
天平宝字六年11月1日		油	3斗7升3合	2369文	68文	米錢請用注文	5-285	
天平宝字六年十二月九日		胡麻油	2斗4升	3600文	150文	奉写二部大般若經錢用帳	5-320・16-95	
天平宝字六年12月10日						壳料綿并用度錢下帳	16-80	
天平宝字六年12月15日		胡麻油	4斗3升	6450文	150文	奉写二部大般若經錢用帳	5-323・372・16-83	
天平宝字六年12月13日							16-98	
天平宝字七年3月12日		763	胡麻油	7升6合	1164文	140文	奉写經所解	16-349

属の落葉高木)の種実を絞った油である。

正倉院文書・延喜式とも具体的な用途の記述は認められない(註18)。

閉美油(閉弥油) イヌガヤ(イチイ科イヌガヤ属の常緑小高木)の種実を絞った油である。

正倉院文書・延喜式とも具体的な用途の記述は認められない(註19)。

その他、「富子木油」(飛鳥京跡225号)・「木油」(藤原京跡1152号)と記された木簡、「白油」(16-69)が正倉院文書に認められるが、これらは具体的にどのような油であるかは不明である。

以上のように養老令及び延喜式には7種類の油が認められるが、正倉院文書・延喜式において用途が記載されているのは、胡麻油・麻子油・荳油・櫻椒油・海石榴油の5種類である。

特に植物油の主体であったのは胡麻油で、胡麻油・櫻椒油の二種類が燈油として用いられたことが分かった。

5. 油の値段について

正倉院文書を基にして、(関根1979)でまとめられており、改めて表7を作成した。値段が記されているのは、櫻油(櫻椒油)、胡麻油、荳油の3種類である。この内、櫻油、荳油は1度しか認められないため、値段の変遷を示すことはできないが、胡麻油を含めた3種類の油が同一文書に記されているため(16-302)各油を比較することができ、升別で櫻油→胡麻油→荳油の順に安いことが判る。

胡麻油の価格は、天平宝字四年(760年)まで

は升別45~50文、天平宝字六年(762年)11月までは68~79文であるが、12月から150文に跳ね上がる。この物価の高騰は油以外の物品でも認められている(関根1979)。

その原因として、万年通寶(天平宝字四年(760年)初鑄)の発行による貨幣価値の変動(註20)という人為的なものの他、『続日本紀』において、天平宝字六年(762年)三月以降、日照り、飢饉、疫病などの災害記事が頻出しており、その影響で食料の供給状況が悪化していた可能性がある。

これらの人為的な原因と自然災害との複合的な要因が考えられる。

油の販売は、正倉院文書(14-76)や、延喜式卷42東西市司14(東鄺条)・15(西鄺条)にそれぞれ油鄺が認められることから、東西の市で行われていたことが分かる。

6. 灯明に必要なその他の物品

燈芯 灯明を灯す部分である。近世では灯芯草(イグサ科イグサ)の髓を用いているが(深津1983)、本稿で対象としている時期には布を用いていたようである。延喜式主殿寮20条に「燈炷調布」とあることから、調として納入された布(麻布・関根1974)を裁断して用いていたことが窺われる。

天平宝字六年(762年)「造石山院所用度帳」(16-272)では、「望陀布一端(長四丈、広二尺六寸)」の内、「三尺五寸」を「読経時巾并燈心用料」とする(註21)。

その他、延喜式記載の燈芯(延喜式中では燈

表8 延喜式記載の燈芯

巻・省	条数	記載内容	備考
7 踐祚大嘗祭	31 (卯日条)	燈心布八尺(夜別二尺)	
15 内蔵寮	7 (御燈料条)	調布六尺(已上御燈料)	
16 陰陽寮	2 (漏刻条)	調布三丈六尺(燈芯料、月別三尺)	
	24 (三元祭条)	布一尺(燈炷料)	燈台七基
20 大学寮	2 (釈奠条)	燈炷料布八條	
36 主殿寮	2 (釈奠料条)	燈炷布二寸	
	3 (鎮魂料条)	燈炷布二寸四分	
	4 (蘭韓神祭料条)	燈炷布二寸	
	5 (賀茂祭料条)	燈炷布二寸	
	8 (御齋会料条)	燈炷布一尺五寸	
	20 (供奉年料条)	燈炷調布十二端三尺六寸(長夜一尺六寸、短夜減三寸)	
26 (十二月晦夜条)	燈炷調布一丈九尺三寸	内裏ほか	
	燈炷布一丈三尺	中宮	
43 主殿署	1 (年料条)	燈炷脂燭布一端一丈四尺八寸	脂燭用

柱) を表8にまとめた。長さを記載しているものと幅を記載しているものがあるが、概ね幅二寸程度で、長さは主殿寮 20 条では一日当たり三寸 (短夜) ~一尺六寸 (長夜)、陰陽寮 2 条では「月三尺」となっている。

燈台・燈楼 灯火として用いる場合、火を付けた灯明器を直接手で持つ訳ではないので、燈台ないし燈楼が必要となる。

延喜式では、伊勢大神宮 24 (造備雑物条) で「燈台五基」、齋院司 27 条 (三年一請条) で「燈台十基」、内蔵寮 23 条で「燈台二十基」、陰陽寮 24 条で油・燈柱とともに「燈台七基」が挙げられている。併記される油が七合であることから、一基に一合使用するのであろうか。

その他、主殿寮 7 条「燈楼六具 (案を伴う)」・「燈台二基」、26 条「燈台八十基」、29 条「燈楼九具、盤形燈台三基」などの記載が認められる。

油入れ 油は液体であるため運搬に際して容器が必要である。延喜式主殿寮 2 条などにみえる「油瓶」が該当する。

奈良県天理市福ヶ谷遺跡 (奈良県立橿原考古学研究所 1996) では、土師器皿の灯明器と共伴した須恵器平瓶が油を注ぐためのものと考えられている (平松 2007)。また、細工谷遺跡では同じく須恵器平瓶が油の容器と考えられており、特に内面に漆が塗られているものが、油の浸透を防ぐための加工ではないかとして注意されている (財団法人 大阪市文化財協会 1999・松本 2018)。宿久庄北遺跡では、そのような可能性のある遺物は確

認できていない。

7. 灯明の目的

灯明を使用する目的としては、「明かり」と「儀式的荘厳」が挙げられている (平松 2007)。灯明器が「明かり」を必要とする官衙遺跡と「明かり」と「儀式的荘厳」の双方を必要とする寺院からの出土が多い理由である。

前述したように灯明に用いる油は高価であるが、決して明るいものとはいえない。また、灯明以外にも様々な用途に用いることのできる油をあえて燃焼するには相応の目的が必要であろう。

屋外で作業するならば、より光量のある松明や篝火を利用する方法もある。つまり、夜間に屋内で作業をしなければ、灯明はほぼ不要なものといえよう。このことも一般の集落から出土しない理由であろう。

8. 文献に記載される灯明

飛鳥~奈良時代にかけての正史には、表9に挙げたように、難波宮・川原寺・東大寺において万燈会が行われた記述が認められる。また、少なくとも白雉二年 (651 年) 及び天平十八年 (746 年) は屋外で行われたと考えられる。また、『続日本紀』には認められないが、天平勝宝二年 (750 年) にも東大寺において万燈会が行われたようである (3-358)。

正史ではないが、奈良時代に成立した仏教説話集である『日本霊異記』にも灯明に関わる記述が

表9 飛鳥~奈良時代の正史に記載の万燈会

年代	記事	文献名
白雉二年 (651年) 十二月	「冬十二月晦、於味経宮、請二千一百餘僧尼、使讀一切経。是夕、燃二千七百餘燈於朝庭内、使讀安宅・土側等経」	『日本書紀』卷25
白雉三年 (652年) 十二月	「冬十二月晦、請天下僧尼於内裏、設齋大捨燃燈」	『日本書紀』卷25
朱鳥元年 (687年) 六月	「丁亥、勅之、遣百官人等於川原寺、為燃灯供養。仍大齋之悔過也。」	『日本書紀』卷29
天平十六年 (744年) 十二月八日	「丙寅、度一百人。此夜、於金鍾寺及朱雀路燃灯一万坏。」	『続日本紀』卷15
天平十八年 (746年) 十月六日	「甲寅、天皇・太上天皇・皇后、行幸金鍾寺、燃灯供養盧舍那仏。仏前後灯一万五千七百餘坏。」	『続日本紀』卷16

表10 『日本霊異記』記載の燈明

巻・話数	表題	内容
上巻第三縁	雷の意を得て子を生ましめ強き力ある縁	鬼を捉える際に鐘堂の四隅に燈火を置く
中巻第二十八縁	極めて窮しき女釈迦丈六仏に福の分を願ひて奇しき表を示し現に大なる福を得る縁	大安寺の丈六仏に施賜ために、花・香・油を購入し、仏前に花・香・燈を献ずる。
中巻第三十四縁	孤の娘女観音の銅の像を憑敬ひて奇しき表を示し現報を得る縁	銅製の観音菩薩像に花・香・燈を供える。
中巻第四十二縁	極めて窮しき女千手観音の像を憑敬ひ福の分を願ひて大なる富を得る縁	平城京右京の女性が花・香・油を購入し、夕に観音菩薩に香と燈を供える
下巻第五縁	妙見菩薩変化して異しき形を示し盗人を顕す縁	妙見菩薩に知識が燃燈を奉る。

認められる(表10)。中巻第二十八縁、第三十四縁、第四十二縁ではいずれも仏に花・香・燈を献じている。この品目は神護景雲三年(769年)～宝龜元年(770年)の間に比定されている「仏事捧物歴名」で朝廷の人々が油・香・花などを捧げているのと共通し(5-705～708)、仏に対する供物はこの組み合わせが一般的だったのであろう(註22)。また、これらは購入されており、市場で販売されていたことが分かる。

その他、正倉院文書では、天平宝字八年(764年)三月に行われた悔過会に関する文書と考えられる「上山寺悔過所解案」(16-476)、「吉祥悔過所請雑物解案帳」(16-495)、「上山寺悔過所解案」(16-501)、「上山寺御悔過所解案」(16-503)では、堂の燈明として夜別四合、僧房の燈明として夜別二合が計上されている(16-503は僧房料のみ)。

また、年不詳の「悔過所油注文」(16-498)では、一日ごとの油の使用量が堂料(三升)、僧房料(二合)、大衆料(一合)などとして記載されており、これらも燈明と考えられる。二条大路木簡には、平城京左京三条二坊の邸宅内で使用された灯明油七日分の使用量が記されたものがある(二条大路木簡5005号)。

写経所職員の休暇申請に、「油を奉る」ことを目的としているものがある(14-178・17-558・6-396)。公式行事ではなく、私的なものであったために休暇を申請したと考えられ、前述した『日本靈異記』中巻第二十八縁、第三十四縁、第四十二縁に記載された燈明と共通するものであろう。

9. 再び宿久庄北遺跡例について

前節までに、奈良時代から平安時代初頭にかけての油の使用及び、灯明に要する物品、灯明の様子などについて見てきた。

その結果、油は様々な用途に用いられていること、灯明にはそれに伴う様々な物品が必要であることが分かった。それらの物品を揃えた上で、ようやく灯明を灯すことが可能となるのである。

ここで再度、宿久庄北遺跡について考える。遺跡の立地は山間部の小さな谷部である。そのため通常、灯明器が出土する官衙や伽藍を伴う大規模な寺院が所在したことは考えられず、異なった性格を考える必要がある。

出土した灯明器は奈良時代後半に比定されるものである。この時期の明確な遺構は検出されていない。その理由として、天理市福ヶ谷遺跡のような簡略な掘立柱建物などが存在し、中世段階に削平されたとする以外に、元々遺構が構築されておらず、屋外で使用された可能性も考慮する必要がある。

屋外使用の例としては、(平松2007)で挙げられている葛城山頂がある。葛城山は修験道の行場として知られている。山頂で採集された灯明器は修験道成立以前の山林修行で使用された可能性が考えられている。

また、(藺田1981)で言及されている山林修行で行われた求聞持法では、灯明器を手にとって行う修法が存在する。そのためには「灯明が油を溜めて手に取れるような容器に入っていることが必須」とされている(平松2007)。宿久庄北遺跡で出土した直径8～10cm程度の土器であれば片手に収まる大きさであり、丸底で器壁が厚いことと考え合わせれば手で持ちやすい形状といえる。このことから、求聞持法のような修法が行われていた可能性を指摘することができよう。

10. まとめ

多分に推測の混じった記述となったが、奈良時代後半は概ね天平勝宝～宝龜年間(749年～780年)であり、本稿で扱った正倉院文書の年代とほぼ重なる。5節で見たようにこの間に油の値段が上昇している。

宿久庄北遺跡に灯明器を残した人々は、少なくとも高価な油を入手し、灯明を灯すことができたことは確かである。

北摂山系には、山岳仏教や修験道の場としての山林寺院が点在している(高槻市立しろあと歴史館2015・茨木市立文化財資料館2019・京都府立大学文学部考古学研究室2019・註23)。

宿久庄北遺跡がそのような行場の一つであった可能性も考えられよう。

註

1)「灯明皿」が一般的であるが、他遺跡で皿以外にも灯明使用痕が確認されるものがあり、(平松2007)に従い「灯明器」とする。なお以下で「燈明」と「灯明」が混在するが、文献中に出てくるものは「燈明」、

器は「灯明」を使用している)

2) 調査担当者の所見では、古代の包含層が中世段階の造成による削平を部分的に免れたことで、残存した可能性が考えられている。

3) 芦屋廃寺遺跡(第75地点)で奈良時代中頃の「寺」を刻印した須恵器鉢とともに灯明皿が多数出土しており、その中に宿久庄北遺跡の小型の土師器皿と類似したものが認められる(芦屋市教育委員会2008・森岡2018)。

4) 古代では猪脂が養老令における調、猪膏・猪脂が延喜式主計上で中男作物としてみえ、薬や太刀の研磨剤などに使用されている。

5) 古代では天智天皇七年(668年)に燃土と燃水が越国から献上されている。

6) また、大宰府管内については「雑油卅石」とある。大宰府は九州地方を管轄しており、管内の中男作物として挙げられているのは、胡麻・荳・櫻椒・海石榴・閉美であり(表1)、これらの合計を示すものとされている。

7) 『和名類聚抄』「油(搗押附)四聲字苑云油(以周反和名阿布良)迄麻取脂也迄(側陌反字與窄通)迫也狭也内典云胡麻熟已収子熬之搗押(俗語云之路無)然則乃得出油(涅槃經文也)」(正宗1954)

8) なお、正倉院文書(表3)では、「油」と「胡麻油」が同内容を指しているものがあるため(14-10・14-76)、『和名類聚抄』の説明もふまえて、「油」を「胡麻油」に含めた。一方、延喜式(表4~6)も「油」は「胡麻油」のことと考えられるが、条文のままとしている。

9) 以下、木簡に関する事項は独立行政法人 国立文化財機構奈良文化財研究所 出土木簡データベース「木簡庫」によっている。

10) (深津1983)では、それぞれ時期は明確ではないが食用・燈油・塗料・石鹼といった例も挙げられている。

11) 中世になると、大山崎油座が独占的に扱うようになり流通量が増えるが、奈良時代~平安時代初頭の段階では中男作物にみる貢納国の数からみて胡麻油よりかなり少ないと考えられる。これは、荳胡麻の実を絞るための「長木」という装置の開発が貞観元年(859年)と伝えられている(『搾油濫觴』)ように、それまでは荳胡麻の実を絞る効率が悪かったのかもしれない。なお、「長木」の絵画資料として最古のものは、『信貴山縁起絵巻』「山崎長者巻」における長者の屋敷に描かれているものが知られている(奈良国立博物館・読売新聞社2016)。また、「尼君巻」では、尼君が休息する

場面で灯明の様子が描かれている。

12) 正倉院南倉の漆彩絵花形皿などがその例となろうか。また、正倉院宝物中には、荳油や桐油等に一酸化鉛を混ぜて加熱処理した油を用いる密陀絵という技法が用いられているものもある。

13) 鎮魂祭は新嘗祭・大嘗祭の前日にあたる十一月下の寅の日に行われる天皇の魂を安鎮するための儀式である(虎尾編2017)。

14) 大晦日の夜に行われる災いをもたらず疫鬼を退散させるための儀式である(虎尾編2017)。

15) (深津1983)では更に燈油が挙げられている。

16) イヌザンショウの油は日本では現在搾油は行われていない。中国や韓国では現在でも調味料や薬として使用されているらしい。イヌザンショウの果皮には辛みと香りが含まれるが、種子にはほとんど辛みと辛みがなく、種子から搾った油は無味無臭であったそうである。

17) (深津1983)では、時期は記されていないが、髪油、食用、薬用、燈油としての利用が挙げられている。

18) (深津1983)では食用、薬用、燈油としての利用が挙げられている。

19) (深津1983)では燈油が挙げられている。

20) 天平宝字四年(760年)三月の万年通寶の発行に際して、「以一当旧錢之十」とあり、旧錢(和同開珎)十枚と万年通寶一枚とが対価であるとされた。つまり、和同開珎の価値が十分の一になったといえる。

21) 望陀布は上総国望陀郡の特産品で、賦役令1(調絹繩条)では、一般の調布が長さ五丈二尺・幅二尺四寸を二丁とするのに対して、長さ五丈二尺・幅二尺八寸を四丁と規定しており、ほぼ2倍の価値とされている。天平宝字五年(761年)の端別の単価が残っているが、他地域の布と比べても高価である(25-317)。石山寺造立時には望陀布を使用しているが、写経所などで使用されていたのはもっと安価な布だった可能性もある。

22) 後述する求聞持法においても五種の供具として「塗香・請花・焼香・飲食・燈明」が挙げられている(藺田1981)。

23) 主要な山岳寺院として、勝尾寺、忍頂寺、神峰山寺などがある。これらは役行者・三澄・開成皇子らを開創とし、7世紀~8世紀の成立とされる。なお、修験道の成立は11世紀以降と考えられており、宿久庄北遺跡の場合は山岳仏教の場として捉えられよう。

参考文献 (五十音順)

青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸編 1990『続日本紀』二 新日本古典文学大系 13 岩波書店
青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸編 1992『続日本紀』三 新日本古典文学大系 14 岩波書店
芦屋市教育委員会 2008「芦屋廃寺遺跡 (第75地点)」『平成13年度国庫補助事業芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書』 pp. 7-26
出雲路 修編 1996『日本靈異記』新日本古典文学大系 30 岩波書店
井上光貞・関 晃・土田直鎮・青木和夫編 1976『律令』岩波書店
茨木市立文化財資料館 2019『龍王山をめぐる信仰と人々—山岳寺院の軌跡—』
茨木市教育委員会 2021 予定『宿久庄北遺跡1』
大阪市立海洋博物館 2009『大坂の水油—江戸時代の油流通—』
大阪歴史博物館 2020『大阪の燈火具』
神野恵・伏見達也・安達峰子・佐藤知栄美・深澤芳樹 2015「古代灯明油の起源と歴史」『奈良文化財研究所研究紀要 2015』独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所 pp. 44-45
京都府立大学文学部考古学研究室 2019『竜王山・忍頂寺の調査 I—竜王山プロジェクト報告 I—』財団法人 大阪市文化財協会 1999『細工谷遺跡発掘調査報告 I』
財団法人 仏教美術協会 2009『第六十一回 正倉院展 目録』
財団法人 仏教美術協会 2010『第六十二回 正倉院展 目録』
坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野 晋編 1965『日本書紀』下 日本古典文学大系 岩波書店
関根真隆 1974『奈良朝服飾の研究』吉川弘文館「第2章 奈良朝の染織 第一節 織物」 pp. 13-24
関根真隆 1979『奈良朝食生活の研究』吉川弘文館「第5章 奈良時代の調味料 第5節 油類」 pp. 223-227、「第7章 奈良時代における食料品の食料以外の用途」 pp. 294-303
関根真隆 2001『正倉院文書事項索引』吉川弘文館
藪田香融 1981『平安佛教の研究』「古代仏教における山林修行とその意義—特に自然智宗をめぐる—」法蔵館 pp. 27-52 (初出 1957『南都佛教』四号)
高槻市立しろあと歴史館 2015『大阪の修験と西方浄土—神峯・葛城山と日想観の山寺—』

巽 淳一郎 2004「II-3 陶製の枡・油杯」『古代の官衙遺跡』II 遺物・遺跡編 独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所 pp. 76
谷本啓・山田淳平 翻刻 2014「付属資料 搾油濫觴 (国立国会図書館所蔵)」『香辛料利用からみた古代日本の食文化の生成に関する研究』奈良文化財研究所データベースより。
東京大学史料編纂所 1901～1940『大日本古文書』編年文書之一～二十五 財団法人 東京大学出版会
虎尾俊哉編 2000『訳注日本史料延喜式』上 集英社
虎尾俊哉編 2007『訳注日本史料延喜式』中 集英社
虎尾俊哉編 2017『訳注日本史料延喜式』下 集英社
奈良国立博物館・読売新聞社 2016『国宝 信貴山縁起 絵巻—朝護孫子寺と毘沙門天信仰の至宝』
奈良県立橿原考古学研究所 1996『福ヶ谷遺跡・白川火葬墓群』
平松良雄 2007「八世紀の燃灯供養と灯明器」『古代中世史の探求』大和を歩く会編 法蔵館 pp. 112-141
深澤芳樹・桑田訓也・神野恵・中村亜希子・庄田慎矢 2013「7、8世紀の灯明油に関する覚え書き」『奈良文化財研究所研究紀要 2013』独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所 pp. 62-63
深津 正 1983「第5章 燈油と油源植物 (2) 中古における植物性油の普及」『燈用植物』ものと人間の文化史 50 法政大学出版局 pp. 194-242
正宗敦夫 校訂 1954『倭名類聚鈔』自十一卷至二十卷 風間書房
松本百合子 2018「なにわの油火—奈良時代の灯明と油—」『館長と学ぼう大阪の新しい歴史II』東方出版 pp. 103-135
森岡秀人 2018「恐怖の天然痘と芦屋廃寺—一括出土品が教える地方の奈良時代断章」『ひょうご考古』第13号 兵庫考古研究会 pp. 23-40
補註 脱稿後、下記の文献が刊行された。本稿ではその内容を取り入れることができなかったが、灯明器を考える上で必要な、様々な視点が示されている。
独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所編 2020『灯明皿と官衙・集落・寺院』クバプロ